

宮崎県野生動植物保護計画

平成30年4月 1日から
平成40年3月31日まで 10年間

平成30年3月

宮 崎 県

目 次

第一	計画の期間	1
第二	野生動植物の保護に関する事項	1
1	指定希少野生動植物の指定	1
2	特定希少野生動植物の指定	2
3	緊急指定野生動植物の指定	2
第三	野生動植物の生息地等に関する事項	4
1	重要生息地の指定	4
2	特別規制地区の指定	5
3	立入制限地区の指定	5
第四	野生動植物の調査に関する事項	6
1	野生動植物生息状況等調査	6
2	レッドリスト作成	6
第五	野生動植物保護増殖事業に関する事項	7
1	コシジロヤマドリの保護増殖	7
2	ノカイドウの保存管理	7
3	希少野生動植物のシカ食害等に対する防護柵の設置	7
4	市町村等の実施する野生動植物保護	8
第六	野生動植物の保護に係る普及啓発に関する事項	8
1	野生動植物の保護に係る普及啓発の実施	8
第七	野生動植物保護事業の実施体制の整備に関する事項	9
1	野生動植物保護監視員	9
2	野生動植物保護監視協力者	9
第八	その他野生動植物の保護のために必要な事項	10
1	専門家等との連携	10
2	外来種又は移入種対策について	10
3	環境影響評価等について	10
4	鳥獣保護管理事業計画との調整	10
(資料編)		
1	宮崎県野生動植物の保護に関する条例	12
2	野生動植物保護基本方針	23

宮崎県野生動植物保護計画

県では、宮崎県野生動植物の保護に関する条例（平成17年宮崎県条例第84号）（以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、野生動植物の保護に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、野生動植物保護計画（以下「計画」という。）を以下のとおり定める。

なお、計画は、野生動植物保護基本方針（平成18年2月1日定め）（以下「基本方針」という。）に基づき、野生動植物の保護について具体的な実施内容を定めるものとする。

第一 計画の期間

平成30年度から平成39年度までの10年間とする。

ただし、実施計画及び数値目標を掲げた事項については、5年ごとに設定を行うものとする。

また、実施計画及び数値目標に関する事項以外についても、国内外の動向や地域の実情に対応した施策を適切に推進するために、必要に応じて見直しを行うものとする。

第二 野生動植物の保護に関する事項

1 指定希少野生動植物の指定

基本方針に定める「指定希少野生動植物、特定希少野生動植物及び緊急指定野生動植物の選定に関する基本的な事項」における「選定要件」及び「選定に当たっての留意事項」に基づき選定し、指定を行うものとする。

(1) 指定希少野生動植物の指定計画等

指定希少野生動植物は、平成29年度までに49種（植物40種、ほ乳類2種、鳥類2種、両生類1種、魚類1種、陸・淡水産貝類1種、昆虫類2種）を指定している。

今後、第四の野生動植物の調査に関する事項等において新たに、基本方針に定める「指定希少野生動植物、特定希少野生動植物及び緊急指定野生動植物の選定に関する基本的な事項」における選定要件に該当する種が生じた場合には、指定希少野生動植物の追加指定の検討を行うものとする。

また、現在指定されているものを含め、指定後必要に応じ適宜、捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）の状況について現状確認及び指定効果の検証を行うこととし、その結果等により個体（卵及び種子を含む。以下同じ。）の数の増加といった個体の生息又は生育（以下「生息等」という。）の状況の変化が確認された場合は、指定解除の検討を行うものとする。

さらに、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）」において、捕獲等を禁止する「国内希少野生動植物種」又は「緊急指定種」について、本県の指定希少野生動植物が指定されるなど、県において指定を継続する必要性がなくなると判断される場合は、指定解除の検討を行うものとする。

(2) 指定希少野生動植物を保護するための取組

① 野生動植物保護監視員による監視・指導活動

野生動植物保護監視員による指定希少野生動植物の監視や県民等への指導を行うものとする。

② 指定希少野生動植物の周知

指定希少野生動植物を紹介したパンフレットや県庁ホームページ等を活用し、捕獲等が禁止されていることについて周知を行うものとする。

③ 標識類の設置

指定希少野生動植物について、県民に周知してその生息地又は生育地（以下「生息地等」という。）を保護する必要がある場合は、標識類を設置し、捕獲等が禁止されている旨の注意喚起や罰則適用の警告を行うものとする。

2 特定希少野生動植物の指定

基本方針に定める「指定希少野生動植物、特定希少野生動植物及び緊急指定野生動植物の選定に関する基本的な事項」における選定要件に基づき選定し、指定を行うものとする。

(1) 特定希少野生動植物の指定計画

違法に採取等された動植物の譲渡し及び譲受け（以下「譲渡し等」という。）に対する監視体制の整備等を行うとともに、県境を越えた譲渡し等を監視するため、指定する種を共通にするなど隣県との連携を図る必要があることから、今後、県内の野生動植物の譲渡し等に関する状況把握を行うとともに、九州各県や関係機関との情報交換を行うなど、検討を行うものとする。

3 緊急指定野生動植物の指定

基本方針に定める「指定希少野生動植物、特定希少野生動植物及び緊急指定野生動植物の選定に関する基本的な事項」における選定要件に基づき選定し、指定を行うものとする。

(1) 緊急指定野生動植物の指定

緊急指定野生動植物の指定にあたっては、県内の野生動植物のうち、上記の選定要件に該当することが確認された場合、随時、指定について検討を行うものとする。

1 指定希少野生動植物とは

条例第11条第1項の規定に基づき、希少野生動植物のうち、特に保護を図る必要があると認められるものとして知事が指定するもの。

2 特定希少野生動植物とは

条例第11条第2項の規定に基づき、指定希少野生動植物のうち、商業的な繁殖の可能性を有するものであって譲渡し及び譲受けを監視する必要があるものとして知事が指定するもの。

3 緊急指定野生動植物とは

条例第12条第1項の規定に基づき、指定希少野生動植物以外の野生動植物のうち、特に緊急に保護を図る必要があるものとして知事が指定するもの。

宮崎県指定希少野生動植物（49種）

指定年度	分類名	動植物名	指定日		
平成 18 年度	維管束植物	オナガカンアオイ ヤシャビシヤク モミジセンダイソウ ノカイドウ ツチビノキ イワザクラ シシンラン ツクシイワシャジン ヒメユリ ササユリ ミヤマゼキショウ キバナノツキヌキホトトギス キリシマエビネ ダルマエビネ キエビネ サルメンエビネ アキザキナギラン クマガイソウ キバナノセッコク オサラン サギソウ フウラン オオバヨウラクラン ウチョウラン ガンゼキラン ムカデラン ナゴラン ヤクシマネッタイラン スギラン ヒモラン	平成 18 年 4 月 1 日		
		カザグルマ ベニバナヤマシャクヤク サクラソウ エヒメアヤメ カンラン	平成 18 年 11 月 16 日		
		ほ乳類	ニホンカモシカ ヤマネ	平成 18 年 4 月 1 日	
		鳥類	コアジサシ ヤイロチョウ		
		両生類	ベッコウサンショウウオ		
		魚類	アカメ		
		陸・淡水産貝類	サダマイマイ		
		平成 26 年度	維管束植物	ハナゼキショウ ヒュウガオウレン ウバタケギボウシ ダイサギソウ シコクフクジュソウ	平成 26 年 10 月 20 日
				昆虫類	ゴマシジミ ヒメシロチョウ

第三 野生動植物の生息地等に関する事項

1 重要生息地の指定

基本方針に定める「野生動植物の個体の生息地等の保護に関する基本的な事項」における「重要生息地の指定方針」、「重要生息地の区域の範囲」及び「指定に当たっての留意事項」に基づき選定し、指定を行うものとする。

(1) 重要生息地の指定計画

重要生息地は、平成29年度までに10箇所（県北5箇所、県央3箇所、県南2箇所）を指定している。

今後の指定については、毎年、県内の1箇所程度を指定していくものとする。

なお、目標数の達成に向けて、引き続き候補地の把握に努めるとともに、既に指定されている指定地を保護する取組への支援や保護活動の意識の醸成等に努めるものとする。

(平成29年度までに指定した重要生息地)

地区	名称	所在市町村	指定日
県北	五ヶ所高原重要生息地	高千穂町	平成19年11月29日
県央	高鍋湿原重要生息地	高鍋町	
県南	笠祇・古竹草原重要生息地	串間市	
県北	家田・川坂湿原重要生息地	延岡市	平成21年3月2日
県北	黒岳重要生息地	諸塚村	平成22年3月15日
県央	和石田園重要生息地	宮崎市	
県南	本城干潟重要生息地	串間市	平成24年8月23日
県北	鳥屋岳重要生息地	高千穂町	平成25年12月15日
県央	一ツ葉入江重要生息地	宮崎市	平成28年3月31日
県北	庵川東入江重要生息地	門川町	平成29年3月30日

(2) 数値目標

区分	重要生息地 指定の 箇所目標数	指定重要 生息地	箇所合計	年度計画				
				30年度	31	32	33	34
県北	6	5	1	1	1	2	0	1
県央	5	3	2					
県南	4	2	2					

注) 各地区の該当市町村は次のとおり。

県北地区

延岡市、門川町、日向市、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

県央地区

宮崎市、国富町、綾町、西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町

県南地区

日南市、串間市、都城市、三股町、小林市、えびの市、高原町

(2) 重要生息地を保護するための取組

① 重要生息地の保護・監視活動に対する支援

地元住民による草刈りや野焼き等といった重要生息地の保護活動や監視活動を促進するため、地域住民を対象に、動植物専門家による自然環境保護に関する意識高揚の場を設けるものとする。

② 野生動植物保護監視員による監視・指導活動

野生動植物保護監視員による重要生息地における監視、指導を行うものとする。

③ 重要生息地の啓発等

重要生息地を紹介したパンフレットや県庁ホームページ等を活用し、指定の背景や必要性等について啓発を行うとともに、重要生息地に標識を設置するなど、外部者等に対して重要生息地に関する注意事項等の周知を図るものとする。

2 特別規制地区の指定

基本方針に定める「野生動植物の個体の生息地等の保護に関する基本的な事項」における「特別規制地区の指定方針」及び「指定に当たっての留意事項」に基づき、指定を行うものとする。

(1) 特別規制地区の指定

特別規制地区の指定については、重要生息地の区域内で指定の必要が認められたとき、専門家や地域住民等からの意見を聴き、規制を行う必要性と規制を受ける財産権等の内容とを勘案した上で、検討を行っていくものとする。

3 立入制限地区の指定

基本方針に定める「野生動植物の個体の生息地等の保護に関する基本的な事項」における「立入制限地区の指定方針」及び「指定に当たっての留意事項」に基づき、指定を行うものとする。

(1) 立入制限地区の指定

立入制限地区の指定については、特別規制地区の区域内で指定の必要が認められたとき、専門家や地域住民等からの意見を聴き、立入制限を行う必要性と制限を受ける財産権等の内容とを勘案した上で検討を行っていくものとする。

1 重要生息地とは

条例第23条第1項の規定に基づき、県内における野生動植物の個体の生息地等及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その野生動植物の保護のため重要と認める区域として知事が指定するもの。

2 特別規制地区とは

条例第24条第1項の規定に基づき、重要生息地の区域内で野生動植物の保護のため特に必要があると認める区域として知事が指定するもの。指定された区域では、建築物の新築や土地の改変などの行為を規制する。

3 立入制限地区とは

条例第26条第1項の規定に基づき、特別規制地区の区域内で野生動植物の個体の生息等のため特にその保護を図る必要がある場所として知事が指定するもの。指定された区域では、期間を定めて人の立入りを制限する。

第四 野生動植物の調査に関する事項

基本方針に定める「その他野生動植物の保護に関する重要事項」における「野生動植物調査等の実施」に基づき、調査等を行うものとする。

1 野生動植物生息状況等調査

(1) 方針

県内の希少野生動植物の生息等の状況等について調査を行い、野生動植物の保護施策を的確かつ効果的に推進するための基礎資料とするものとする。

(2) 調査内容

この調査は、県内に生息・生育する野生の動植物で、宮崎県版レッドリスト掲載種及び希少野生動植物を対象種とし、文献及び標本調査、アンケート（聞き取り）調査、現地調査等により、数の増減傾向を明らかにすることにより行うものとする。

(3) 実施計画

調査対象種	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
種子植物 シダ植物	県南及び 脊梁山系	県西及び 霧島山系		県北及び 祖母傾山系	県央及び 大崩山系
淡水産藻類 地衣類 菌類 蘚苔類	県央・県西	県西・県南	補完調査 県内全域	県北	県北
植物群落	県内全域	県内全域		県内全域	県内全域
ほ乳類	県北	県北		県西	県央
鳥類	県西	県北		県南	県央
魚類	県西	県央		県南	県北
昆虫類	県西	県南		県央	県北
クモ類	県北	県央		県南	県西
甲殻類 汽水産貝類	県北・県西	県北・県央		県北	県北・県南
は虫類・両生類	県南	県央		県西	県北
陸・淡水産貝類	脊梁山系	霧島山系		祖母傾山系	大崩山系

※各地区の市町村は、第三の1のとおり。ただし、都城市、三股町、小林市、えびの市、高原町については、県西地区に該当するものとする。

2 レッドリスト作成

(1) 方針

絶滅の危機に瀕している野生動植物の現状を明らかにし、その保護への取組の基礎となる資料を作成し、県民や事業者への普及啓発を図るものとする。

(2) 宮崎県版レッドリスト改訂版作成

本県では、宮崎県版レッドリストを平成12年3月に初めて作成した。

その後、野生動植物生息状況等調査を継続して実施し、その成果を踏まえて平成20年3月に改訂を行い、さらに平成23年3月、平成28年3月に改訂を行った。

なお、レッドリストの改訂と併せて、平成12年3月及び平成23年3月にはレッドデータブックを作成・発行し、平成24年3月にはレッドデータブックの概要版を作成・発行した。

今後は、概ね5年毎にレッドリスト、10年毎にレッドデータブックの作成・発行を行うものとする。

(3) 実施計画

年 度	内 容
平成 31 年度	有識者等で構成する検討会を設置し、作成に向けての見直しの内容を検討する。
平成 32 年度	レッドリスト及びレッドデータブックの改訂版を作成する。

第五 野生動植物保護増殖事業に関する事項

1 コシジロヤマドリの保護増殖

(1) 方針

コシジロヤマドリは、置県80年の記念として、県歌や県旗とともに県鳥として制定（昭和39年12月22日）された南九州特産の留鳥であるが、生息状況の推移から種の存続の圧迫が強まっていると判断されたことから、準絶滅危惧（宮崎県版レッドリスト2015年度改訂版）に分類されている。

県では、平成12年度から保護増殖（野生の卵からふ化・成長させた親鳥による人工増殖）に取組み、平成23年度から放鳥を実施しており、今後も引き続き保護増殖及び放鳥を実施していくものとする。

(2) 実施計画

年 度	内 容
平成30年度 ～ 平成34年度	保護増殖（野生の卵からふ化・成長させた親鳥による人工増殖）を行い、繁殖状況に応じて、個体の放鳥を行う。

2 ノカイドウの保存管理

(1) 方針

ノカイドウは、世界中でえびの高原にだけ自生しており、自生地は国の天然記念物に指定（大正12年3月7日）されているが、放置しておくとしカの食害等から、将来、絶滅の恐れがある。

このため、これまで現地対策としての保護筒の設置や支障木の伐採等、現地外対策としての育苗や苗木の植栽地管理、その他の対策としてのモニタリング調査等の保存管理対策を実施してきたところである。

現在は、環境省がモニタリング調査等の現地対策を実施していることから、県では、苗木の植栽地管理といった現地外対策を実施し、今後も継続したノカイドウの保存管理を図るものとする。

(2) 実施計画

年 度	内 容
平成30年度 ～ 平成34年度	現地外での苗木の植栽地管理を行う。

3 希少野生動植物のシカ食害等対策

(1) 方針

シカによる被害は、生息数の増加や分布域の拡大により、農林産物への被害のほか、自然植生への影響も深刻化している。

このため、第二種特定鳥獣管理計画に基づいて、市町村と連携しながらニホンジカの個体数管理を行うものとする。

また、希少野生動植物のうち、著しく個体数が減少し、保護を図る必要がある保護対象種については、防護柵の設置等による対策を行うこととする。

(2) 実施計画

年 度	内 容
平成 30 年度 ～ 平成 34 年度	シカの食害等により緊急に保護を図る必要がある種について、防護柵の設置等による対策を行う。

4 市町村等の実施する野生動植物保護

(1) 方針

市町村や民間団体と連携して希少野生動植物をはじめとする多種多様な生態系の保護・保全・回復活動を推進し、生物多様性の保全を図るものとする。

(2) 実施計画

年 度	内 容
平成 30 年度 ～ 平成 34 年度	森林生態系等の保護による生物多様性の保全を図る市町村や民間団体が行う活動に対し支援を行う。

第六 野生動植物の保護に係る普及啓発に関する事項

1 野生動植物の保護に係る普及啓発の実施

(1) 方針

県民一人一人が野生動植物の保護の重要性を理解し、自然保護活動等への参加や野生動植物保護に資するライフスタイルへの転換を行うため、野生動植物の保護に係る普及啓発を実施していくものとする。

(2) 普及啓発内容

条例に基づき指定した指定希少野生動植物や重要生息地について、パンフレットの配布や県庁ホームページへの掲載を行うことにより、広く県民への普及啓発を行うとともに、県内の希少野生動植物についてとりまとめたレッドデータブックや外来種リストを作成し、野生動植物の保護に必要となる具体的な情報を発信していくものとする。

また、県民への野生動植物の保護に係る普及啓発の場として、自然保護に関する研修会の開催などを行うものとする。

第七 野生動植物保護事業の実施体制の整備に関する事項

1 野生動植物保護監視員

基本方針に定める「その他野生動植物の保護に関する重要事項」における「野生動植物保護監視員の設置」に基づき、野生動植物保護監視員を配置するものとする。

(1) 設置計画

野生動植物保護監視員は、平成29年度末で93人を県内各地域に配置している。基準設置数を100人として、毎年下記のとおり研修を実施するものとする。

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的
野生動植物保護監視員研修会	県	7月 ～ 8月	2回	全県	100人	法令、野生動植物保護に係る知識や普及啓発の方法、調査技術等を研修し、野生動植物保護監視員の資質の向上を図るものとする。

(2) 数値目標

基準設置数	平成29年度末	年度計画					備考
	人員	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	
100人	93人	100人	100人	100人	100人	100人	任期3年

2 野生動植物保護監視協力者

(1) 方針

県内各地域に設置されている鳥獣保護管理員、自然公園指導員、自然保護指導員、森林保全管理巡視指導員については、各業務において巡回等を行っていることから、野生動植物の保護監視について協力依頼を行い、指定希少野生動植物の捕獲等に関する情報提供を行っていただくなど、監視体制の充実強化を図るものとする。

＊鳥獣保護管理員：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第8号）（以下「鳥獣保護法」という。）に基づき、知事が委嘱を行い県内各地域に配置。鳥獣保護区等の鳥獣保護施設の管理や狩猟取締りの実施などの業務を行っている。
（平成29年度末現在：69人）

自然公園指導員：国立公園及び国定公園の風景地を保護するため、都道府県知事等の推薦により環境省自然環境局長が委嘱を行い県内各地域に配置。公園利用のルール・マナーの徹底について利用者等への指導、自然観察の方法等に関する助言指導などの業務を行っている。
（平成29年度末現在：35人）

自然保護指導員：宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例（昭和48年宮崎県条例第14号）に基づき、知事が委嘱を行い県内各地域に配置。自然環境保全地域及び緑地環境保全地域における監視や立入者等への助言指導などの業務を行っている。
（平成29年度末現在：6人）

森林保全管理巡視指導員：森林の保全管理のため、知事が委嘱を行い県内各地域に配置。保安林をはじめとする民有林において、立木の無断伐採や違法開発、並びに山火事の未然防止や病虫獣害等の早期発見のため、巡回や指導などの業務を行っている。
（平成29年度末現在：25人）

第八 その他野生動植物の保護のために必要な事項

1 専門家等との連携

基本方針に定める「その他野生動植物の保護に関する重要事項」における「専門家等との連携」に基づき、野生動植物の各分野の専門家で構成する「希少野生動植物選定等委員会」を活用し、情報収集や保護対策を行うものとする。

2 外来種又は移入種対策について

生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれのあるもののうち「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）」により特定外来生物として指定されているものを含め、人為的に持ち込まれたと思われる外来種又は移入種が県内でも多数確認されていることから、最新の定着状況の把握や防除等を国と協力して行っていくものとする。

また、生態系等に被害を及ぼす又は及ぼすおそれがあるなど特に侵略性が高い外来種又は移入種を特定するとともに、特徴や留意点などをリスト化し、ホームページ等により周知することで、県民の関心と知識を高め、外来種又は移入種の侵入・定着の防止を図り、希少野生動植物を保護していくものとする。

3 環境影響評価等について

公共工事等における環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び宮崎県環境影響評価条例（平成12年宮崎県条例第12号）に係る協議、またそれ以外の自然環境に対する配慮に係る協議等については、当地及びその周辺に生息等する野生動植物に与える影響に関して、専門家からの意見等も勘案した事前審査を行い自然環境の保全に資するものとする。

4 鳥獣保護管理事業計画との調整

県では、鳥獣保護法に基づき鳥獣保護管理事業計画を策定し、鳥獣保護区等の指定や鳥獣の捕獲等の許可に関する事項などを定め、野生鳥獣の適切な保護と管理を図っている。

このため、野生動植物の保護について定めた野生動植物保護計画の推進や見直しに当たっては、鳥獣保護管理事業計画と整合性のとれたものとするなど調整を図るものとする。

資料編

- 1 宮崎県野生動植物の保護に関する条例 1 2
- 2 野生動植物保護基本方針 2 3

1 宮崎県野生動植物の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条―第8条）
- 第2章 個体の取扱いに関する規制
 - 第1節 希少野生動植物の個体の所有者等の義務等（第9条・第10条）
 - 第2節 指定希少野生動植物等の指定（第11条・第12条）
 - 第3節 指定希少野生動植物等の個体の捕獲等の禁止（第13条―第16条）
 - 第4節 特定希少野生動植物に関する特別事業の規制（第17条―第20条）
- 第3章 生息地等の保護に関する規制
 - 第1節 土地の所有者等の義務等（第21条・第22条）
 - 第2節 重要生息地（第23条―第30条）
- 第4章 県民活動の促進等（第31条―第35条）
- 第5章 雑則（第36条―第38条）
- 第6章 罰則（第39条―第43条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として県民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることにかんがみ、野生動植物の保護について必要な事項を定めることにより、生物の多様性の確保及び良好な自然環境の保全を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- 一 希少野生動植物 県内に生息し、又は生育する野生動植物であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 存続に支障を来す程度にその個体（卵及び種子を含む。以下同じ。）の数が著しく少ないもの
 - イ その個体の数が著しく減少しつつあるもの
 - ウ その個体の生息地又は生育地（以下「生息地等」という。）が消滅しつつあるもの
 - エ その個体の生息又は生育（以下「生息等」という。）の環境が著しく悪化しつつあるもの
 - オ その他存続に支障を来す事情があるもの
- 二 外来種 国外に生息し、又は生育する野生動植物であつて、その野生動植物が本来有する移動能力を超えて導入されたものをいう。
- 三 移入種 国内に生息し、又は生育する野生動植物であつて、その野生動植物が本来有する移動能力を超えて導入されたものをいう。

（県の責務）

第3条 県は、県内の自然的社会的条件を踏まえて、野生動植物の保護に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる野生動植物の生息等への支障の低減に努めるとともに、県が実施する野生動植物の保護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民等の責務)

第5条 県民、滞在者及び旅行者（以下「県民等」という。）は、野生動植物が良好な自然環境に欠かすことのできないものであることを認識し、野生動植物の生息等への支障の低減に努めるとともに、県が実施する野生動植物の保護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(工事等における配慮)

第6条 県、事業者及び県民等は、土地の形状の変更、工作物の新設等の工事等を行うに当たっては、事前に野生動植物の保護について配慮しなければならない。

(野生動植物保護基本方針)

第7条 知事は、野生動植物の保護のための基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 野生動植物の保護に関する基本構想

二 第11条第1項の規定により指定する指定希少野生動植物、同条第2項の規定により指定する特定希少野生動植物及び第12条第1項の規定により指定する緊急指定野生動植物（次号において「指定希少野生動植物等」という。）の選定に関する基本的な事項

三 指定希少野生動植物等の個体の取扱いに関する基本的な事項

四 野生動植物の個体の生息地等の保護に関する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、野生動植物の保護に関する重要事項

3 知事は、基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ宮崎県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(野生動植物保護計画)

第8条 知事は、野生動植物の保護に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、野生動植物保護計画（以下「計画」という。）を定めるものとする。

2 計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 野生動植物の保護に関する事項

二 野生動植物の生息地等に関する事項

三 野生動植物の調査に関する事項

四 野生動植物保護増殖事業に関する事項

五 野生動植物の保護に係る普及啓発に関する事項

六 計画の期間

七 その他野生動植物の保護のために必要な事項

3 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、計画の変更について準用する。

第2章 個体の取扱いに関する規制

第1節 希少野生動植物の個体の所有者等の義務等

(個体の所有者等の義務)

第9条 希少野生動植物の個体の所有者又は占有者は、希少野生動植物を保護することの重要性を自覚し、その個体を適切に取り扱うよう努めなければならない。

(助言又は指導)

第10条 知事は、希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、希少野生動植物の個体の所有者又は占有者に対し、その個体の取扱いに関し必要な助言又は指導をすることができる。

第2節 指定希少野生動植物等の指定

(指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の指定)

第11条 知事は、希少野生動植物のうち、特に保護を図る必要があると認めるものを指定希少野生動植物として指定することができる。

- 2 知事は、指定希少野生動植物のうち、商業的な繁殖の可能性を有するものであって譲渡し及び譲受けを監視する必要があるものを特定希少野生動植物として指定することができる。
- 3 第1項の規定による指定は、その指定に係る希少野生動植物ごとに保護対策指針を定めるものとする。
- 4 知事は、第1項又は第2項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨の公告をしなければならない。
- 5 前項の公告があったときは、利害関係人は、当該公告の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に指定についての意見書を提出することができる。
- 6 知事は、指定について異議がある旨の前項の意見書の提出があったときその他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
- 7 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。
- 8 知事は、指定をするときは、その旨の告示をしなければならない。
- 9 指定は、前項の告示によってその効力を生ずる。
- 10 知事は、指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の個体の生息等の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなつたと認めるとき、又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。
- 11 第4項から第9項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

(緊急指定野生動植物の指定)

第12条 知事は、指定希少野生動植物以外の野生動植物のうち、特に緊急に保護を図る必要があるものを緊急指定野生動植物として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定（以下この条において「緊急指定」という。）の期間は、3年を超えてはならない。
- 3 知事は、緊急指定をするときは、その旨及び指定に係る野生動植物の告示をしなければならない。
- 4 緊急指定は、前項の告示の日の翌々日からその効力を生ずる。
- 5 知事は、緊急指定の必要がなくなつたと認めるときは、緊急指定を解除しなければならない。ただし、第11条の規定により指定希少野生動植物に指定されたときは、その野生動植物の緊急指定が解除されたものとみなす。

- 6 第3項及び第4項の規定は、前項の規定による緊急指定の解除について準用する。この場合において、第4項中「前項の告示の日の翌々日から」とあるのは「第6項において準用する前項の告示によって」と読み替えるものとする。

第3節 指定希少野生動植物等の個体の捕獲等の禁止

(捕獲等の禁止)

第13条 指定希少野生動植物及び緊急指定野生動植物（以下「指定希少野生動植物等」という。）の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 次条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
 - 二 人の生命又は身体の保護のため必要な場合
 - 三 その他規則で定める場合
- 2 前項の規定に違反して捕獲等をされた指定希少野生動植物等の個体及びその加工品（以下「個体等」という。）は、所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

(捕獲等の許可)

第14条 野生動植物の保護のための学術研究又は繁殖の目的その他規則で定める目的で指定希少野生動植物等の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、知事の許可（以下この節において「許可」という。）を受けなければならない。

- 2 許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可の申請をしなければならない。
- 3 知事は、前項の申請に係る捕獲等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、許可をしてはならない。
 - 一 捕獲等の目的が第一項に規定する目的に適合しないこと。
 - 二 捕獲等によって指定希少野生動植物等の保護に支障を及ぼすおそれがあること。
 - 三 捕獲等をする者が適当な飼養又は栽培のための施設（以下「飼養栽培施設」という。）を有しないことその他の事由により捕獲等に係る個体を適切に取り扱うことができないと認められること。
- 4 知事は、指定希少野生動植物等の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、許可に条件を付することができる。
- 5 知事は、許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。
- 6 許可を受けた者のうち法人であるものその他その許可に係る捕獲等に他人を従事させることについてやむを得ない事由があるものとして知事が認めるものは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。
- 7 許可を受けた者は、その者又はその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者が第五項の許可証若しくは前項の従事者証を紛失し、又はその許可証若しくは従事者証が滅失したときは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。
- 8 許可を受けた者又はその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者は、捕獲等をするときは、第五項の許可証又は第六項の従事者証を携帯しなければならない。
- 9 許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体を、適当な飼養栽培施設に収容することその他の規則で定める方法により適切に取り扱わなければならない。

(捕獲等許可者に対する措置命令等)

第 15 条 知事は、許可を受けた者が前条第 9 項の規定に違反し、又は同条第 4 項の規定により付された条件に違反した場合において、指定希少野生動植物等の保護のため必要があると認めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、許可を受けた者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこの条例に基づく処分に違反した場合において、指定希少野生動植物等の保護に支障を及ぼすと認めるときは、その許可を取り消すことができる。

(報告及び立入検査)

第 16 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、許可を受けている者に対し、指定希少野生動植物等の個体の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、指定希少野生動植物等の個体の捕獲等に係る施設に立ち入り、指定希少野生動植物等の個体、飼養栽培施設、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 4 節 特定希少野生動植物に関する特別事業の規制

(特別事業の届出)

第 17 条 特定希少野生動植物の個体等の譲渡しの業務を伴う事業(以下「特別事業」という。)を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 特定希少野生動植物の個体等の譲渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地
- 三 譲渡しの業務の対象とする特定希少野生動植物の名称
- 四 特定希少野生動植物の個体等の入手方法
- 五 その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったとき、又は特別事業を廃止したときは、規則で定めるところにより、その日から起算して 30 日を経過する日までの間に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、新たに野生動植物が特定希少野生動植物に指定された際現にその特定希少野生動植物の個体等の譲渡しの業務を伴う事業を行っている者は、その野生動植物が特定希少野生動植物となった日から 30 日以内に、第 1 項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。この場合において、この項の規定による届出をした者は、第 1 項の規定による届出をしたものとみなす。

(特別事業を行う者の遵守事項)

第 18 条 前条第 1 項の規定による届出をして特別事業を行う者(前条第 3 項の規定により同条第 1 項の規定による届出をした者とみなされるものを含む。以下この条、次条及び第 20 条第 1 項において同じ。)は、その特別事業に関し特定希少野生動植物の個体等の譲受けをするときは、次に掲げる事項について確認しなければならない。

- 一 その個体等の譲渡人の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が法人である場合にはその代表者の氏名
- 二 その個体等が、繁殖させた個体若しくはその加工品であるか又は捕獲され、若しくは採取された個体若しくはその加工品であるかの別

三 その個体等が、繁殖させた個体又はその加工品であるときは、繁殖させた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

四 その個体等が、捕獲され、若しくは採取された個体又はその加工品であるときは、捕獲され、又は採取された場所並びに捕獲し、又は採取した者の氏名及び住所

五 その他規則で定める事項

2 前条第1項の規定による届出をして特別事業を行う者は、前項の規定により確認した事項その他特定希少野生動植物の個体等の譲渡しに関する事項を書類に記載し、及びこれを保存しなければならない。

(特別事業を行う者に対する指示等)

第19条 知事は、第17条第1項の規定による届出をして特別事業を行う者が前条第1項又は第2項の規定に違反した場合においてその特別事業を適正化して特定希少野生動植物の保護に資するため必要があると認めるときは、その者に対し、これらの規定が遵守されることを確保するために必要な事項について指示をすることができる。

2 知事は、第17条第1項の規定による届出をして特別事業を行う者が前項の指示に違反した場合においてその特別事業を適正化して特定希少野生動植物の保護に資することに支障を及ぼすと認めるときは、その者に対し、3月を超えない範囲内で期間を定めて、その特別事業に係る特定希少野生動植物の個体等の譲渡しの業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(報告及び立入検査)

第20条 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、第17条第1項の規定による届出をして特別事業を行う者に対し、その特別事業に関し報告を求め、又はその職員に、その特別事業を行うための施設に立ち入り、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第3章 生息地等の保護に関する規制

第1節 土地の所有者等の義務等

(土地の所有者等の義務)

第21条 土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、希少野生動植物の保護に留意しなければならない。

(助言又は指導)

第22条 知事は、希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、土地の所有者又は占有者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言又は指導をすることができる。

第2節 重要生息地

(重要生息地の指定)

第23条 知事は、県内における野生動植物の個体の生息地等及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息等の状況を勘案してその野生動植物の保護のため重要と認めるものを重要生息地として指定するこ

とができる。

- 2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、その重要生息地の名称、指定の区域及びそこに生息し、又は生育する主な野生動植物の保護に関する指針（以下この条において「名称等」という。）を定めてするものとする。
- 3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、指定をするときは、その旨及び名称等の告示をしなければならない。
- 5 知事は、重要生息地に係る野生動植物の個体の生息等の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなつたと認めるとき、又は指定を継続することが適当でないとき、指定を解除しなければならない。
- 6 第3項及び第4項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第4項中「その旨及び名称等」とあるのは「その旨並びに解除に係る重要生息地の名称及び指定の区域」と読み替えるものとする。

（特別規制地区の指定）

第24条 知事は、重要生息地の区域内で野生動植物の保護のため特に必要があると認める区域を特別規制地区として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、指定の区域及び当該区域に係る保護の対象となる野生動植物の保護に関する指針（以下この条において「区域等」という。）を定めてするものとする。
- 3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して14日を経過する日までの間、区域等の案（次項及び第5項において「指定案」という。）を公衆の縦覧に供しなければならない。
- 4 前項の規定による公告があつたときは、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、同項に規定する期間が経過する日までの間に、知事に指定案についての意見書を提出することができる。
- 5 知事は、指定案について異議がある旨の前項の意見書の提出があつたときその他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
- 6 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 7 知事は、指定をするときは、その旨及び区域等の告示をしなければならない。
- 8 指定は、前項の告示によってその効力を生ずる。
- 9 知事は、特別規制地区に係る保護の対象となる野生動植物の個体の生息等の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなつたと認めるとき、又は指定を継続することが適当でないとき、指定を解除しなければならない。
- 10 第6項から第8項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第7項中「その旨及び区域等」とあるのは「その旨及び解除に係る指定の区域」と、第8項中「前項の告示」とあるのは「第10項において準用する前項の告示」と読み替えるものとする。

（特別規制地区の規制）

第25条 特別規制地区の区域内（第8号に掲げる行為については、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺1キロメートルの区域内。第27条第1項及び第28条第1項において同じ。）においては、次に掲げる行為（第10号から第14号までに掲げる行為については、知事が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内においてするものに限る。）は、知事の許可を受けなければ、してはならない。

- 一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- 二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（水底を含む。）の形質を変更すること。

- 三 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
 - 四 水面を埋め立て、又は干拓すること。
 - 五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - 六 木竹を伐採すること。
 - 七 保護の対象となる野生動植物の個体の生息等に必要なものとして知事が指定する野生動植物の個体その他の物の捕獲等を行うこと。
 - 八 特別規制地区の区域内の湖沼若しくは湿原であって知事が指定するもの又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
 - 九 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 - 十 第7号の規定により知事が指定した野生動植物の個体その他の物以外の野生動植物の個体その他の物の捕獲等を行うこと。
 - 十一 保護の対象となる野生動植物の個体の生息等に支障を及ぼすおそれのある動植物として知事が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。
 - 十二 保護の対象となる野生動植物の個体の生息等に支障を及ぼすおそれのあるものとして知事が指定する物質を散布すること。
 - 十三 火入れ又はたき火を行うこと。
 - 十四 保護の対象となる野生動植物の個体の生息等に支障を及ぼすおそれのある方法として知事が定める方法によりその個体を観察すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可の申請をしなければならない。
 - 3 知事は、前項の申請に係る行為が前条第2項の指針に適合しないものであるときは、第1項の許可をしないことができる。
 - 4 知事は、保護の対象となる野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、第1項の許可に条件を付することができる。
 - 5 第1項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に同項各号に掲げる行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して3月を経過する日までの間に知事に規則で定める事項を届け出たときは、同項の規定にかかわらず、引き続きその行為を行うことができる。
 - 6 次に掲げる行為については、第1項の規定は、適用しない。
 - 一 非常災害に対する必要な応急措置としての行為
 - 二 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの
 - 三 木竹の伐採で、知事が特別規制地区ごとに指定する方法及び限度内においてするもの
 - 7 前項第1号に掲げる行為であって第1項各号に掲げる行為に該当するものをした者は、その日から起算して14日を経過する日までの間に知事にその旨を届け出なければならない。

(立入制限地区)

- 第26条 知事は、特別規制地区の区域内で野生動植物の個体の生息等のため特にその保護を図る必要があると認める場所を、立入制限地区として指定することができる。
- 2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめその場所の土地の所有者又は占有者（正当な権原を有する者に限る。次項及び第29条第2項において同じ。）の同意を得なければならない。
 - 3 知事は、土地の所有者又は占有者が正当な理由により第1項の規定による指定を解除するよう求めたとき、又はその指定の必要がなくなったと認めるときは、その指定を解除しなければならない。
 - 4 何人も、知事が定める期間内は、立入制限地区の区域内に立ち入ってはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 非常災害に対する必要な応急措置としての行為をするために立ち入る場合
 - 二 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるものをするために立ち入る場合
 - 三 前2号に掲げるもののほか、知事がやむを得ない事由があると認めて許可をした場合
- 5 第24条第7項及び第8項の規定は第1項の規定による指定及び第3項の規定による指定の解除について、前条第2項及び第4項の規定は前項第3号の許可について準用する。この場合において、第24条第7項中「その旨及び区域等」とあるのは、第1項の規定による指定については「その旨及び指定の区域」と、第3項の規定による指定の解除については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、同条第8項中「前項の告示」とあるのは、「第26条第5項において準用する前項の告示」と読み替えるものとする。

(措置命令等)

- 第27条 知事は、保護の対象となる野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、特別規制地区の区域内において第25条第1項各号に掲げる行為をしている者に対し、その行為の実施方法について指示をすることができる。
- 2 知事は、第25条第1項若しくは前条第4項の規定に違反した者又は第25条第4項（前条第5項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反した者がその違反行為によって保護の対象となる野生動植物の個体の生息地等の保護に支障を及ぼした場合において、保護の対象となる野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、これらの者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、その他保護の対象となる野生動植物の個体の生息地等の保護のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び立入検査等)

- 第28条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特別規制地区の区域内において第25条第1項各号に掲げる行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- 2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、特別規制地区の区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が保護の対象となる野生動植物の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。
- 3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(実地調査)

- 第29条 知事は、第23条第1項、第24条第1項又は第26条第1項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。
- 2 知事は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 第1項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(損失の補償)

- 第30条 県は、第25条第1項の許可を受けることができないため、又は同条第4項の規定に

より条件を付されたために損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

第4章 県民活動の促進等

(県民等の活動の促進等)

第31条 県は、県民及び事業者（これらの者が組織する団体を含む。次項において同じ。）がこの条例の趣旨に基づき自発的に行う野生動植物の保護に関する活動を促進するために情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県民及び事業者に対し、野生動植物の保護の必要性について理解を深めるよう、普及啓発、野生動植物に関する教育及び学習の機会の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(野生動植物調査)

第32条 知事は、野生動植物の個体の生息等の状況、その生息地等の状況その他必要な事項について調査し、その結果を、計画の策定及び野生動植物の保護の推進に活用するものとする。

2 知事は、前項の調査の結果に基づき、レッドリスト（希少野生動植物を掲げた一覧表をいう。）を定期的に改正し、野生動植物の保護の推進に活用するものとする。

(外来種又は移入種に関する調査等)

第33条 県は、外来種又は移入種であつて、野生動植物の個体の生息等に支障を及ぼすおそれのあるものについて、その個体の生息等の状況、野生動植物の個体の生息等に及ぼす支障の程度その他必要な事項について調査をし、野生動植物の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(野生動植物保護増殖事業)

第34条 県は、野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その生息地等の維持又は再生、その個体の繁殖の促進、遺伝子情報の保存その他の野生動植物の保護を図るための事業を行うものとする。

(野生動植物保護監視員)

第35条 知事は、野生動植物の重要な生息地等における監視、指導、啓発、調査その他野生動植物の保護に関する業務を行わせるため野生動植物保護監視員を置くことができる。

2 野生動植物保護監視員に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第5章 雑則

(財政上の措置)

第36条 県は、野生動植物の保護を図るため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等に関する特例)

第37条 国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業については、第10条、第13条、第21条、第22条、第25条第1項及び第7項、第26条第4項、第27条第1項並びに第28条第1項及び第2項の規定は、適用しない。

2 国の機関又は地方公共団体は、第13条第1項第2号及び第3号に掲げる場合以外の場合に指定希少野生動植物等の個体の捕獲等をしようとするとき、又は第25条第1項若しくは第26条第4項第3号の許可を受けるべき行為に該当する行為をしようとするときは、規則

で定める場合を除き、あらかじめ知事に協議しその同意を得なければならない。

3 国の機関又は地方公共団体は、第 25 条第 5 項の規定により届出をして引き続き同条第 1 項各号に掲げる行為をすることができる場合に該当する場合にその行為をするとき、又は同条第 7 項の規定により届出をすべき行為に該当する行為をし、若しくはしようとするときは、規則で定める場合を除き、これらの規定による届出の例により、知事にその旨を通知しなければならない。

(委任)

第 38 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 罰則

第 39 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

一 第 13 条又は第 25 条第 1 項の規定に違反した者

二 第 15 条第 1 項又は第 27 条第 2 項の規定による命令に違反した者

第 40 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

一 第 14 条第 4 項又は第 25 条第 4 項の規定により付された条件に違反した者

二 第 19 条第 2 項の規定による命令に違反した者

三 第 26 条第 4 項の規定に違反した者

第 41 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

一 第 17 条第 1 項又は第 3 項前段の規定による届出をしないで特別事業を行い、又は虚偽の届出をした者

二 第 26 条第 5 項において準用する第 25 条第 4 項の規定により付された条件に違反した者

第 42 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

一 第 14 条第 8 項の規定に違反して許可証又は従事者証を携帯しないで捕獲等をした者

二 第 16 条第 1 項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三 第 20 条第 1 項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第 28 条第 1 項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第 2 項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

五 第 29 条第 4 項の規定に違反して、同条第 1 項の規定による立入り（第 23 条第 1 項の規定による指定をするための立入りを除く。）を拒み、又は妨げた者

第 43 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 39 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条から第 7 条まで、第 11 条及び第 12 条の規定は、公布の日から施行する。

2 野生動植物保護基本方針

平成18年2月1日
宮崎県環境森林部

宮崎県野生動植物の保護に関する条例（平成17年宮崎県条例第84号）第7条第1項の規定に基づき、野生動植物保護基本方針を次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

1 野生動植物の保護に関する基本構想

「太陽と緑の国」と呼ばれる宮崎県は、霧島連山をはじめ標高1,500m級の豊かな森林を抱える山岳が連なるなど県土の約76%が森林となっており、これを源に五ヶ瀬川や一ツ瀬川、大淀川など大小の河川が太平洋にそそぐという、豊かな自然環境の中、ヤイロチョウやノカイドウなど約1万種といわれる多くの野生動植物が生息又は生育している。

これまで約30数億年をかけて各地の環境に適応、進化してきたこれらの野生動植物は、人間にとっての価値のいかんにかかわらず尊重されるべきものであるとともに人間をはじめとするすべての生物が生存していくためには、多様な生物により成り立っている生態系が、健全に維持されていることが必要であることから、これらの野生動植物は人類生存の基盤でもある。

また、これまで人間は、その地域の自然環境に適応するように地域の文化を育んできたことなどから、野生動植物は人間が豊かな生活をするために欠かすことのできない役割を果たしており、さらに、これらの野生動植物は食料や衣料、医薬品等の資源として利用されていることから、経済的にも大きな役割を果たしている。

このようなことから、多くの野生動植物が生息又は生育する豊かな自然環境を保護することは、私たちにとって非常に重要なことであり、また、これらの自然環境を将来の世代に確実に引き継いでいくことも、私たちの重要な使命である。

ところが、この自然環境が、近年、私たち人間の活動によって大きな影響を受けており、野生動植物の中には、絶滅のおそれの生じているものもある。

このため、国においては、野生動植物保護の基本方針や今後の施策の展開方法などを示す「新・生物多様性国家戦略」を策定し、また、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により希少な野生動植物やその生息地又は生育地（以下「生息地等」という。）を保護するなど全国レベルの取り組みが各種行われているが、野生動植物を保護するためには、地域レベルで保護対策を行うことが非常に重要であり、かつ、効果的である。

このような認識に立ち、県内の野生動植物を保護し、人と自然の共生する宮崎づくりを行うために、宮崎県野生動植物の保護に関する条例を制定し、次により、野生動植物の保護施策を推進することとする。

- ① 野生動植物を圧迫している主な要因は、生息地等の消滅、生息・生育環境の悪化、過度の捕獲・採取、シカ等の食害などであり、野生動植物の保護を行うためには、これらの状況を改善することが必要である。このため、生物学的知見に基づき、希少野生動植物の捕獲、譲渡し及び生息地等における開発行為を規制するなどの措置を行う。
また、必要に応じて、生息又は生育（以下「生息等」という。）に適した環境を整備し、野生動植物の生息地等の維持・回復を行う。
- ② 野生動植物の保護を効果的に行うためには、野生動植物の生息等に関する多くの情報を集め、分析することが必要であることから、野生動植物に関する調査や研究を行うとともに、それらの結果を有効に活用し、総合的な野生動植物保護計画を策定することに

より、計画的かつ継続的な保護を実施する。

- ③ 野生動植物の保護を行うためには、県民等の理解や協力が欠かせないことから、県民等に対し生物多様性の重要性や本県の豊かな自然環境に関する普及啓発を行い、家庭や学校、職場などにおける教育や情報の提供なども積極的に行うことにより、県、市町村、県民、事業者等がそれぞれの役割を認識し、互いに協力の上、野生動植物の保護を行う。

2 指定希少野生動植物、特定希少野生動植物及び緊急指定野生動植物の選定に関する基本的な事項

(1) 指定希少野生動植物

① 選定要件

指定希少野生動植物については、県内における生息等の状況が、人為等の影響により、その存続に支障を来す事情が生じていると判断されるもので、次のいずれかに該当するものを選定する。

ア 個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあるもの

イ 生息地等が少ないか、又は消滅しつつあるもの

ウ 生息地等の生息・生育環境が著しく悪化しつつあるもの

エ 捕獲や採取、外来種等他種の著しい影響を受けているもの

オ 個体数若しくは生息地等が少ないことに加え、学術的又は文化的な価値が高く、専門家や県民等から保護の要請が高いもの

② 選定に当たっての留意事項

指定希少野生動植物の選定に当たっては、次の事項に留意する。

ア 外来種又は移入種及び本県にごくまれにしか渡来又は回遊しない野生動植物は、選定しないこと。

イ 個体として識別が容易な大きさ及び形態を有する野生動植物を選定すること。

ウ 商取引の対象として捕獲や採取されやすい野生動植物など規制的措置により効果的に保護対策が図られる野生動植物を優先的に選定するようにすること。

③ 指定希少野生動植物の保護対策指針

指定希少野生動植物の保護対策指針は、指定希少野生動植物の種類に応じて、個体の保護、生息地等の保全、保護に係る普及啓発、地域住民との連携についてなど、保護推進を図る上で必要な事項を定めることとする。

(2) 特定希少野生動植物

特定希少野生動植物については、指定希少野生動植物のうち、商業的に繁殖が可能な動植物で、保護を図るためにその譲渡し又は譲受けを監視する必要があると認めるものを選定する。

(3) 緊急指定野生動植物

緊急指定野生動植物については、県内に生息又は生育する野生動植物で、指定希少野生動植物以外のもののうち、以下のいずれかに該当するものであって、特にその保護を緊急に図る必要があると認められるものを指定する。

ア 分類学上、従来種、亜種又は変種に属さないものとして新たに報告されたもの

イ 従来県内に分布しないとされていたが、新たに県内での生息等が確認されたもの

ウ 県内において、すでに絶滅したとされていたが、その生息等が再確認されたもの
なお、指定に当たっては、指定希少野生動植物の選定に当たっての留意事項と同様の事項に留意するものとする。

3 指定希少野生動植物、特定希少野生動植物及び緊急指定野生動植物の個体の取扱いに関する基本的な事項

(1) 捕獲等の規制

指定希少野生動植物、特定希少野生動植物及び緊急指定野生動植物（以下「指定希少野生動植物等」という。）の生きている個体（卵及び種子を含む。以下同じ。）の捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）については、その動植物の保護の重要性にかんがみ、野生動植物の保護のための学術研究又は繁殖の目的、その他の目的で行うものとして知事の許可を受けた場合を除き、原則として、これを禁止する。

(2) 事業等の規制

特定希少野生動植物については、その個体及び加工品（以下「個体等」という。）の譲渡しの業務を伴う事業（特別事業）を行おうとする者は届出を行うとともに、その者がその個体等の譲受けをするときは、譲渡人の氏名やその個体等が繁殖されたものか捕獲されたものかなどの事項について確認を行い、その内容を記録するものとする。

(3) その他の個体の取扱いに関する事項

指定希少野生動植物等の個体の所有者又は占有者は、その保護の重要性にかんがみ、その生息等の条件を維持するなど指定希少野生動植物等の保護に配慮した適切な取扱いをするよう努めるものとする。

また、県民等は、その所有し、又は管理する土地に指定希少野生動植物等が存在する場合は、可能な限り現地保存に努めるものとする。

4 野生動植物の個体の生息地等の保護に関する基本的な事項

(1) 重要生息地の指定方針等

① 重要生息地の指定方針

野生動植物を保護するためには、その生息地等における生態系を安定して存続させることが非常に重要である。

そこで、野生動植物の保護のため特にその生息等の環境の保全を図る必要があると認めるときは、重要生息地を指定する。

重要生息地の選定に当たっては、そこに生息又は生育する野生動植物の種類、個体数、個体数密度、個体群としての健全性、生態系、その生息・生育環境の状況、生息地等としての規模及び学術的若しくは文化的価値などについて総合的に検討し、指定すべき生息地等を選定する。

② 重要生息地の区域の範囲

重要生息地の区域は、野生動植物の重要な生息地等及び当該生息地等の周辺区域で当該生息地等の環境を保全するために一体的に保護を図るべき区域とする。

区域の選定にあたっては、行動圏、営巣地、採餌地など野生動物にとって重要な役割を果たしている区域、野生動植物の分布の連続性、生態的な特性等について十分配慮す

るものとする。

(2) 特別規制地区の指定方針

特別規制地区については、重要生息地の中で、野生動植物の生息等にとって特に重要な区域で、建築物の新築や土地の改変などの行為を規制し保護を図る必要のある地区を指定する。

(3) 立入制限地区の指定方針

立入制限地区については、特別規制地区のうち、野生動植物の個体の生息・生育環境を維持する上で、人の立入りを制限することが不可欠な区域を期間を定めて指定する。

なお、立入りを制限する期間は、野生動植物の繁殖期間など必要最小限の期間とする。

(4) 重要生息地及び特別規制地区の保護指針

重要生息地及び特別規制地区の保護に関する指針においては、野生動植物の個体群の生息等のために確保すべき環境条件とその維持のための管理の方針などを明らかにするものとする。

(5) 指定に当たっての留意事項

重要生息地、特別規制地区及び立入制限地区の指定に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、農林水産業を営む者を始めとする住民の生活の安定と福祉の維持向上に配慮し、県民や地域住民等の理解と協力が得られるように対処する。また、県土の保全その他の公益との調整を図るとともに、必要に応じて損失補償についても検討するものとする。

5 その他野生動植物の保護に関する重要事項

(1) 野生動植物調査等の実施

野生動植物の保護施策を的確かつ効果的に推進するためには、生物学的知見を基盤とした科学的判断が重要であるので、野生動植物の生息等の状況、生息地等の状況、分布・生態、保護手法その他施策の推進に必要な調査や研究を行う。

(2) 野生動植物保護計画の策定

野生動植物の保護を適切に行うためには、総合的かつ計画的に保護対策を実施する必要があるため、指定希少野生動植物の保護に関する事項や重要生息地の保護に関する事項などを盛り込んだ野生動植物保護計画を策定し、定期的に見直すこととする。

(3) 野生動植物保護監視員の設置

野生動植物の保護を充実し、実効性の高いものとするため、指定希少野生動植物や重要生息地の監視を行い、県民等への指導や啓発、野生動植物の調査などを行う野生動植物保護監視員を設置する。

(4) 県民等への普及啓発及び教育

野生動植物の保護を行うためには、県民等が野生動植物を保護する意義を十分に理解し、野生動植物に対する適切な配慮を行うことが必要であることから、県民等に対し野生動植物の現状やその保護の重要性についての教育や普及啓発を実施する。

(5) 地域住民等との協働

野生動植物の保護対策を効果的かつ継続的に行うためには、関係行政機関のみでなく地域住民やNPO等の団体などの協力が不可欠であることから、地域住民やNPO等の団体などと連携して野生動植物の保護対策を行うように努める。

(6) 専門家等との連携

野生動植物を取り巻く環境は常に変化しているため、野生動植物を適切に保護するためには、さまざまな最新の情報を収集し適切な保護対策を実施する必要がある。

そこで、関係行政機関や学識経験者、専門家等と十分連携を図るとともに情報収集及び保護対策を行うための体制を整備する。

(7) 外来種及び移入種に関する調査等

外来種は国外に、移入種は国内に生息等する野生動植物で、その移動能力を超えて導入されたものであるが、在来動植物の捕食など生態系への影響や人への危害、農林水産業の被害などの悪影響が見られるものもある。

そこで、外来種及び移入種の生息等の状況並びに野生動植物の個体の生息等に及ぼす支障の程度その他必要な事項について調査を行い、野生動植物の保護に関し必要な措置を講ずるよう努める。